

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成19年5月25日

京都市長 榊本 頼兼

建築物の所在地及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市西京区榎原江ノ本町3番地2 6及び榎原庭井1番地13 木造平屋建て	京都市西京区川島野田町64番地6 三島 泰永	平成19年 4月10日	工事の施工を停止すること。	第9条 第1項

(都市計画局建築指導部建築監察課)